が加入する一部事務組合の行う企業、特定被災地方公共団体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。別表において同じ。）又は空港アクセス鉄道事業を経営する被災第三セクター（特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する法人をいう。別表において同じ。）に係る施設の災害復旧事業（以下この号において「公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち、一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のいずれか少ない額

算式

A＋B

算式の記号

A　公営企業等災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる率を乗じて得た額（以下この号において「通常の公費負担額」という。）の合算額

区分	率
水道事業に係るもの	○・一〇〇
簡易水道事業に係るもの	○・五五〇
合流式の公共下水道事業に係るもの	○・六〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha未満の事業に係るもの	○・七〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／ha未満の事業に係るもの	○・六〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／ha未満の事業に係るもの	○・五〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／ha未満の事業に係るもの	○・四〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・三〇〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・七〇〇
病院事業に係るもの	○・五〇〇
市場事業に係るもの	○・五〇〇
空港アクセス鉄道事業に係るもの	○・四〇一

B　公営企業等災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率（平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第　　号）第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（次の表の左欄に掲げるものに限る。以下この号において「公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る復興交付金の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる率を乗じて得た額のいずれか少ない額

区分	率
合流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha未満の事業に係るもの	○・六
合流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／haの事業に係るもの	○・七
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／haの事業に係るもの	○・六
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／haの事業に係るもの	○・五
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・四
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・三
市場事業に係るもの	○・七
空港アクセス鉄道事業に係るもの	○・五

C　公営企業等災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率（平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される石油等安定供給対策事業費補助金を受けて施行するガス事業に係る施設の災害復旧事業については、三分の一）を乗じて得た額の合算額

区分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の百分の五十までに相当する部分	○・五〇
事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分	○・七五
事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分	一・〇〇

九　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第　　号）第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（次の表の左欄に掲げるものに限る。以下この号において「公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る復興交付金の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる率を乗じて得た額のいずれか少ない額

区分	率
合流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha未満の事業に係るもの	○・六
合流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／haの事業に係るもの	○・七
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／haの事業に係るもの	○・六
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／haの事業に係るもの	○・五
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・四
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・三
市場事業に係るもの	○・七
空港アクセス鉄道事業に係るもの	○・五

十　平成二十二年度及び平成二十三年度において、国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定により地方債（同法第五条の三第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの及び同法第五条の四第一項の規定による許可の申請を受けたならば許可をすることとなると認められるものに限る。第十二号において同じ。）をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額

十一　警察法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百五十三号）による改正後の警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）附則第二十九項の規定に基づく平成二十三年度における岩手県、宮城県及び福島県の県警察の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額

十二　次に掲げる額の合算額

イ　次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合において、東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるものが、平成二十二年度に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項第一号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額

(1)　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。ロにおいて同じ。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税